

静岡県立大学教育研究組織将来計画委員会規程

平成 19 年 11 月 16 日 規程第 131 号
改正 平成 20 年 10 月 30 日、平成 24 年 4 月 1 日、平成 26 年 4 月 1 日
平成 28 年 4 月 1 日、令和 4 年 4 月 1 日、令和 4 年 5 月 17 日

(設 置)

第 1 条 静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部（以下「県立大学」という。）の教育研究組織の統合・再編・見直しなど将来の教育研究組織のあり方についての調査、検討を行うため、静岡県立大学教育研究組織将来計画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 将来の県立大学の教育研究組織についての調査、検討に関すること。
- (2) その他教育研究組織の見直しに関すること。

(組 織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 学府長
- (6) 研究院長
- (7) 短期大学部部長
- (8) 事務局長

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、学長をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員会に副委員長を置き、副学長をもってこれに充てる。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門委員会)

第 6 条 委員会の所掌事務を推進するため、委員会に次の専門委員会を設ける。ただし、

委員長は、理事長と協議の上、必要に応じて、これ以外の専門委員会を設けることができる。

- (1) 国際関係学の研究科博士課程設置計画については、当該学部・研究科に専門委員会を設ける。
- (2) 薬食生命科学総合学府専門委員会
- (3) 短期大学部専門委員会

2 専門委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(理事長への報告)

第7条 委員長は、委員会での審議状況、結果について、理事長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 この委員会の庶務は、経営財務室において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年11月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月17日から施行する。